

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月17日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第 4 号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「第49条の 2 第 5 項」を「第49条の 5」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
--------	----------------	------------------

別表第 2 25 の 2 の項の次に次のように加える。

25 の 3	一般国道375号 (東広島・呉自動車道)	東広島市西条町馬木 (馬木インターチェンジ) から 東広島市高屋町溝口 (高屋ジャンクションインターチェンジ) まで
25 の 4	一般国道375号 (東広島高田道路)	東広島市高屋町溝口 (高屋ジャンクションインターチェンジ) から 東広島市高屋町郷1239番 3 先まで

別表第 2 30 の項中「山県郡北広島町有田字河本670番先」を「安芸高田市八千代町勝田134 3番 2 先」に改め、同表31の項の次に次のように加える。

31 の 2	県道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津榊山5563番先から 東広島市西条町下三永五反田1062番先まで
--------	-----------	---

別表第 2 34 の項の次に次のように加える。

34 の 2	県道呉環状線	呉市焼山中央二丁目 4 番28先から 呉市郷原町6680番 5 先まで
--------	--------	--

別表第 2 45 の項中「廿日市市下平良1317番17先」を「廿日市市下平良二丁目 1 番44先」に、「廿日市市串戸六丁目29番 7 先」を「廿日市市串戸六丁目 1 番 1 先」に改め、同表48の

項の次に次のように加える。

48の2	県道下三永吉川線	東広島市西条町田口字西中郷1197番1先から 東広島市西条町田口研究団地722番1先まで
------	----------	---

別表第269の項の次に次のように加える。

69の2	広島市道西5区231号線	広島市西区商工センター八丁目6番先から 広島市西区商工センター八丁目4番先まで
69の3	広島市道西5区観音井口線	広島市西区商工センター八丁目6番先から 広島市西区商工センター四丁目16番先まで

別表第2中79の8の項を79の9の項とし、79の7の項を79の8の項とし、79の6の項を79の7の項とし、同表79の5の項中「広島市安佐南区沼田町大字伴字笹ヶ益2187番17先」を「広島市安佐南区沼田町伴2187番17先」に改め、同項を同表79の6の項とし、同表79の4の項中「広島市安佐南区沼田町大字伴字笹ヶ益2187番17先」を「広島市安佐南区沼田町伴2187番17先」に改め、同項を同表79の5の項とし、同表中79の3の項を79の4の項とし、79の2の項を79の3の項とし、79の項の次に次のように加える。

79の2	広島市道南4区843号線	広島市南区出島二丁目21番先から 広島市南区出島二丁目22番先まで
------	--------------	--------------------------------------

別表第279の9の項の次に次のように加える。

79の10	広島市道安佐南4区739号線	広島市安佐南区沼田町伴2187番17先から 広島市安佐南区沼田町伴2033番1先まで
-------	----------------	---

別表第282の2の項の次に次のように加える。

82の3	広島市道佐伯1区371号線	広島市佐伯区五日市町石内2082番9先から 広島市佐伯区五日市町石内2117番4先まで
------	---------------	--

附 則

この公安委員会規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、同年4月19日から施行する。